



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和4年3月15日火曜日 第290号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県有林産物売払規則の一部を改正する規則.....（森林整備課）... 122

## 告 示

愛媛県工事執行規程の一部改正.....（行革分権課行政管理室）... 124

救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 125

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 125

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）... 125

土地改良事業の工事の完了.....（農地整備課）... 126

都市計画事業の事業計画の変更認可.....（都市整備課）... 126

道路の区域変更（県道興居島循環線）.....（中予地方局管理課）... 126

道路の区域変更（県道平城高茂岬線）.....（南予地方局愛南土木事務所）... 126

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 126

道路の区域変更（県道大洲保内線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 126

道路の区域変更（県道永木内子線）.....（ " ）... 127

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 127

特定計量器の定期検査の実施.....（計量検定所）... 127

## 公 告

行政情報処理端末機等の借入れ.....（警察本部総務課）... 128

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）... 129

政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 129

政治団体の解散の届出.....（ " ）... 130

資金管理団体でなくなった旨の届出.....（ " ）... 130

## 公営企業告示

落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）... 130

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第2号

愛媛県有林産物売払規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県有林産物売払規則の一部を改正する規則

愛媛県有林産物売払規則（昭和24年愛媛県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> 県が行う林産物の売払については、愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年愛媛県条例第5号）、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p><b>第1条</b> 愛媛県有林産物（以下林産物という。）の売払は愛媛県会計規則及び財産取得管理及び処分に関する規則によるの外この規則による。</p>

第2条 この規則において「林産物」とは、県が有する立木、竹、樹皮、樹実、樹苗、きのこ類、土石及び用材をいう。

第4条 林産物の払下げを受けようとする者は、様式第1号の願書に利用計画書を添えて知事に提出しなければならない。

第5条 省略

第6条 買受人は、払下げの決定を受けたときは、愛媛県会計規則第149条第2項の規定にかかわらず、県の指定する期間内に、契約書を作成し、又は様式第2号の請書を提出しなければならない。

第7条 買受人が前条の期間内に、契約書を作成せず、又は請書を提出しないときは、知事は、払下げの決定を取り消すことがある。

省略

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

様式第1号（第4条関係）

省略
住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）
省略
5 採取・搬出希望期間
省略

様式第2号（第6条、第7条関係）

省略
住所（法人にあつては、

第2条 この規則で「林産物」とは、立木、竹、樹皮、樹実、樹苗、きのこ類、土石及び用材をいう。

第4条 次の各号の一に該当する場合は競争入札に付せず随意契約により払下をすることができる。

- (1) 公用又は公益事業に使用する用材の売払をするとき。
- (2) 非常災害の場合その復旧に必要な用材の売払をするとき。
- (3) 地元住民の生業に必要なしいたけ又は木炭原木を売り払うとき。
- (4) 払下をした林産物を処理するため必要な用材の売払をするとき。
- (5) 随意契約によらなければ森林又は森林の更新を阻害するおそれがあるとき。

第5条 林産物の払下げを受けようとする者は、様式第1号の願書に利用計画書を添えて知事に提出しなければならない。市町その他公共団体の出願にあつては、別に決議書謄本を添えなければならない。

第6条 省略

第7条 買受人は払下の許可 \_\_\_\_\_ を受けたとき \_\_\_\_\_ 県の指定する期間内に \_\_\_\_\_ 様式第2号の請書を提出しなければならない。

第8条 買受人が前条の指定期間内に \_\_\_\_\_ 請書を提出しないときは知事はその許可を取消す \_\_\_\_\_ ことがある。

省略

第9条 第4条第1号から第5号までの規定により払下を受けた者は知事の許可を受けなければこれを他の目的に供し又は転売譲与、交換をすることができない。

買受人が前項規定に違反したときは払下代金の半額に相当する違約金を徴収する。

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

様式第1号 \_\_\_\_\_

省略
住所 _____
氏名 _____
省略
5 採取または搬出希望期間
省略

様式第2号 \_\_\_\_\_

省略
収入 印紙
住所 _____

主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、  
名称及び代表者の氏名)

愛媛県有林産物売払規則(昭和24年愛媛県規則第89号)及  
び愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)を承諾の上  
次のとおり払下げを受け、請書を提出いたします。

省略

6 採取・搬出完了期間

省略

氏名

愛媛県有林産物売払規則および  
愛媛県会計規則を承諾のう  
え次のとおり払下げを受け、請書を提出いたします。

省略

6 採取又は搬出完了期間

省略

様式第3号(第9条関係)

省略

買取人住所(法人にあつては、  
主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、  
名称及び代表者の氏名)

省略

様式第3号

省略

買取人住所  
氏名

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第219号

愛媛県工事執行規程(昭和39年8月愛媛県告示第695号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規程は、知事部局における土木工事(農業土木工事、 森林土木工事及び水産土木工事を含む )及び建築工 事等(以下「工事」という。)の執行について必要な事項を定め るものとする。 (前金払) 第12条 省略	(趣旨) 第1条 この規程は、知事部局における土木工事(農業土木工事、 森林土木工事及び水産土木工事を含む。以下同じ。)及び建築工 事等(以下「工事」という。)の執行について必要な事項を定め るものとする。 (前金払) 第12条 省略
(中間前金払) 第12条の2 省略 2 省略	2 請負者は、前金払を受けようとする場合は、工事請負代金一部 前払額決定申請書(様式第3号)を契約担当者に提出し、その額 の決定を受けなければならない。 3 契約担当者から契約を締結する旨の通知を受けた者は、契約保 証金の納付に代えて規則第153条第1項第2号の規定による担保 を提供しようとする場合は、当該通知を受けた後直ちに工事請負 代金一部前払額決定申請書を契約担当者に提出し、前金払の額の 決定を受けなければならない。この場合においては、前項の規定 は、適用しない。 (中間前金払) 第12条の2 省略 2 省略 3 前項の規定による認定を受けた請負者は、工事請負代金一部前 払額決定申請書を契約担当者に提出し、その額の決定を受けな ければならない。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号及び様式第3号 削除

○愛媛県告示第220号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
循環器科林病院	新居浜市中西町6番46号	医療法人健全会	令和7年3月4日まで

○愛媛県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
もより調剤薬局 北伊予店	伊予郡松前町出作540番地1	株式会社 アイネ	松山市此花町7番33号TMCビル1F	代表取締役 稲葉健介	薬局（育成医療・更生医療）	令和4年3月1日

○愛媛県告示第222号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ラ・ムー松山北店  
松山市谷町甲91番地1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大黒天物産株式会社  
岡山県倉敷市堀南704番地の5  
代表取締役 大賀 昭司
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大黒天物産株式会社  
岡山県倉敷市堀南704番地の5  
代表取締役 大賀 昭司
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年10月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,663平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
67台  
イ 駐輪場の収容台数  
54台

- ウ 荷さばき施設の面積  
44平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量  
14.8立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 2 届出年月日  
令和4年3月4日
- 3 意見書の提出  
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。  
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。  
(1) 意見書に記載すべき事項  
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イ 当該大規模小売店舗の名称  
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見  
(2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第223号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	尾崎地区 (伊予市)	令和3年10月29日

○愛媛県告示第224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づ

き、大洲都市計画下水道事業大洲公共下水道（大洲市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間  
平成元年1月24日から  
令和9年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市門田町485番1地先から 同町429番地先まで	旧	メートル 6.3~15.5	キロメートル 0.037	
			新	5.1~5.2	0.037	

○愛媛県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	平城高茂岬線	南宇和郡愛南町外泊203番4から 同町外泊74番まで	旧	メートル 4.0~8.7	キロメートル 0.053	
		南宇和郡愛南町外泊205番2から 同町外泊74番まで	新	9.8~17.6	0.053	

○愛媛県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	平城高茂岬線	南宇和郡愛南町外泊205番2から 同町外泊74番まで	令和4年3月15日

○愛媛県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲保内線	大洲市平野町平地4640番3から 同町平地4665番4まで	旧	メートル 7.3~12.1	キロメートル 0.130	
			新	7.6~24.9	0.110	

○愛媛県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	永木内子線	喜多郡内子町袋口692番から 同町袋口737番3まで	旧	メートル 4.0~6.1	キロメートル 0.081	
			新	7.8~38.3	0.081	

○愛媛県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	永木内子線	喜多郡内子町袋口692番から 同町袋口737番3まで	令和4年3月15日

○愛媛県告示第231号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、八幡浜市、西宇和郡伊方町、宇和島市、南宇和郡愛南町、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、西予市、大洲市及び喜多郡内子町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定期間規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、令和4年4月1日から12月28日までの間において実施する。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中村時広

検査日時	検査場所	検査区域	対象となる特定計量器
令和4年4月10日10:30から15:00まで	八幡浜市宮内公民館	八幡浜市	非自動はかり（計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表第2に掲げるものを除く。） 分銅 定量おもり 定量増おもり
" 19日10:30から15:00まで	八幡浜みなとみなと交流館		
" 20日10:30から15:00まで	八幡浜みなとみなと交流館		
" 21日10:30から11:30まで	J A 西宇和真穴共選選果場		
" 21日13:00から15:00まで	神山地区公民館		
" 25日11:00から14:30まで	三崎総合体育館	伊方町	備考 特定計量器検定期間規則第39条第1項第

" 26日11:00から14:30まで	瀬戸町民センター	宇和島市	5号の規定により、その所在の場所で行った定期検査に係る特定計量器は、ひょう量が500キログラムを超える非自動はかりとする。
" 27日10:30から11:30まで	伊方役場町見支所		
" 27日13:00から15:00まで	伊方町中央公民館		
5月9日10:30から15:00まで	吉田公民館		
" 10日10:30から12:00まで	J A えひめ南玉津支所		
" 10日13:30から14:30まで	J A えひめ南奥南支所		
" 11日11:00から16:00まで	岩松公民館		
" 12日10:00から12:00まで	下灘公民館		
" 12日14:00から16:00まで	宇和島市役所 宇和海支所		
" 13日10:00から11:00まで	定期船待合所 日振島ポケットパーク		
" 13日13:00から14:00まで	J A えひめ南宇和海第二支所		
" 13日14:30から15:30まで	J A えひめ南嘉島出張所		
" 16日10:30から14:00まで	宇和島市農村生活文化ふれあい交流館		
" 17日10:30から16:00まで	愛媛県南予地方局		

" 18日	9:00 16:00	から まで	愛媛県南予地方局	
" 19日	9:00 11:30	から まで	愛媛県南予地方局	
6月6日	11:00 13:00	から まで	愛南町役場 内海支所	愛 南 町
" 6日	14:00 16:00	から まで	西海町民会館	
" 7日	9:00 11:30	から まで	愛南町役場 一本松支所	
" 7日	13:00 16:00	から まで	城辺保健福祉セン ター	
" 8日	9:00 12:00	から まで	御荘文化センター	
" 14日	11:00 15:00	から まで	松野町コミュニテ ィセンター	松 野 町
" 15日	11:00 14:30	から まで	鬼北町役場 日吉支所	鬼 北 町
" 16日	10:30 15:00	から まで	中央公民館	
9月1日	10:30 14:30	から まで	西予市 高山公民館	西 予 市
" 2日	10:30 14:30	から まで	西予市 狩江公民館	
" 5日	10:30 14:00	から まで	西予市 依津公民館	
" 6日	11:00 15:00	から まで	西予市 三瓶支所	
" 7日	11:00 12:00	から まで	西予市 惣川出張所	
" 8日	11:00 14:30	から まで	西予市乙亥会館	
" 9日	10:30 14:30	から まで	西予市 城川支所	
" 12日	10:30 15:00	から まで	西予市役所	
" 13日	10:30 14:00	から まで	西予市役所	
10月3日	10:30 12:00	から まで	八多喜連絡所	大 洲 市
" 3日	13:30 15:00	から まで	上須戒連絡所	
" 4日	10:00 15:00	から まで	長浜体育館	
" 5日	10:00 14:00	から まで	新谷連絡所	
" 6日	11:00 14:00	から まで	河辺基幹集落セン ター	
" 7日	10:30 12:00	から まで	大洲市役所 肱川支所	
" 18日	10:30 15:00	から まで	大洲市総合福祉セ ンター	
" 19日	10:30 15:00	から まで	大洲市総合福祉セ ンター	
" 13日	10:00 12:00	から まで	J A愛媛たいき 大瀬支所	内 子 町
" 13日	13:00 15:00	から まで	内子町林業センタ ー	
" 14日	10:00 15:00	から まで	内子町役場 内子分庁舎	
" 17日	10:00 14:30	から まで	内子町役場	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

行政情報処理端末機等の借入れ

- (2) 借入物品名及び数量

行政情報処理端末機等一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。)

- (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 借入期間

令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

- (5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

- (6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品の修理に係る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先

愛媛県警察本部総務室総務課施策推進係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話(089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限

令和4年5月24日(火)午前10時00分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和4年5月24日(火)午前10時00分

愛媛県警察本部2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行

ったものを落札者とする。

(7) その他

事前提出書類の受領期限は、令和4年4月26日(火)午後5時15分までとし、詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Administrative Information processing terminal unit and others , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a m . , 24 , May , 2022
- (3) For further information , please contact: Policy Promotion Section , General Affairs Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項(同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年3月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
本田つかさ後援会	本 田 司	松 木 光 晴	松山市立花二丁目2-30	令和4年2月2日
門田ひろこ応援ありがとう会	西 原 奈々子	片 岡 友 邦	松山市南久米町522-4	令和4年2月21日

○愛媛県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和4年3月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)  
法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
国民民主党愛媛県第2区総支部	石 井 智 恵	会 計 責 任 者	幸 崎 節 子	石 井 恵 子	令和4年2月15日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
愛媛県行政書士政治連盟	山 本 大 樹	会 計 責 任 者	岡 田 学	福 岡 将 志	令和3年5月30日
竹内秀明とふるさと後援会	萩 森 敏 久	主たる事務所の所在地	八幡浜市日土町6番耕地3394	八幡浜市日土町5番耕地3695-1	令和4年2月12日
幸福実現党愛媛県本部	白 石 則 廣	会 計 責 任 者	荻 原 一 幸	森 田 浩 二	令和4年2月16日
愛国士魂党	上 井 義 孝	代 表 者	上 井 義 孝	志 色 孝 義	令和4年2月14日



		会 計 責 任 者	空 井 慶 次 郎	田 中 秀 男	
政治結社愛国士魂党	上 井 義 孝	政 治 団 体 の 名 称	政治結社愛国士魂党	愛国士魂党	令和4年2月18日

○愛媛県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年3月15日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
政治結社黎明義塾	山崎 義弘	令和3年12月31日
政司とともに政治を考える会	大山 政司	令和3年12月31日
周 桑 民 社 協 会	竹本 良賢	令和4年1月31日
時 の 会	平野 良哉	令和4年1月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和4年3月15日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
大山 政司	政司とともに政治を考える会	令和3年12月31日

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年3月15日

愛媛県立中央病院長 菅 政 治

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
感染性廃棄物処理業務委託（処分） 約4,800,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	令和4年2月24日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番地1	11円 （1リットル）	一般競争入札	令和3年12月28日